

SL KART MEETING 2025茂原WEST CUP KART RACE

特別規則書

本競技会は、一般社団法人、日本自動車連盟（以下「JAF」という）の公認のもとに国際自動車連盟（FIA）の国際モータースポーツ競技規則と国際カート規則それに準拠した JAF 国内規則、JAF 国内カート競技規則とその付則、**2025** 年 SL カート規則及び **2025** 年茂原特別規則書に従って開催される。

茂原ツインサーキット

2025
茂原 WEST CUP

西コース開催

日程表

ヤマハ SS/SS レジェンド/スーパーSS ヤマハ SS ジュニア

ヤマハ TRY カデット/カデットオープン

MAX 茂原ジェントルマン

REED-JET GAZELLE60

MAXXIS - KT チャレンジ

第1戦	2月23日	
第2戦	4月20日	Vespa 併催
第3戦	6月22日	
第4戦	8月10日	
第5戦	10月5日	F4 サイドカー併催
第6戦	12月7日	F4 サイドカー併催

第1戦	B	第2戦	D	第3戦	B
第4戦	D	第5戦	B	第6戦	D

コースレイアウトは付属のコース図をご覧ください。

10月18日～10月19日

第49回 SL 全国大会

鈴鹿南ショートコース

第1章 大会開催に関する事項

第1条 競技会の名称

SL カートミーティング 2025SL 茂原ウエストカップカートレース

第2条 競技種目・区分

1. スプリントレース
2. 第1種競技車両 (2025JAF 国内競技車両に定められる車両)

第3条 開催クラスと出場年齢

YAMAHA - TRY カデット	小学2年生以上
YAMAHA - カデットオープン	小学2年生以上
YAMAHA - SS	小学6年生以上
YAMAHA - スーパーSS	当該年度 30歳以上
YAMAHA - SS ジュニア	小学4年生～中学生
YAMAHA - SS レジェンド	当該年度 50歳以上
MAX 茂原ジェントルマン	中学生以上
REED - JET	当該年度 13歳以上
GAZELLE - 60	小学2年生以上
MAXXIS - KT チャレンジ&E-60	満 20歳以上 (E-60…満 60歳以上対象)

第4条 開催場所

住所 千葉県茂原市台田640
名称 茂原ツインサーキット 西コース
TEL 0475-25-4433

第5条 大会競技役員

特別規則書付則にて示す。

第2章 参加申込

第6条 参加申込は現金書留、又はサーキット受付窓口まで持参すること。

参加申込には参加申込書に漏れなく記入の上、参加料を添えて所定の窓口へ提出すること

第7条 参加資格

クローズド格式の SL クラスドライバーは当該年度有効な SLO メンバーズカード、メンバーズブック SLO 安全協力会、加入証を所持していること。

ジュニアクラスは主催者が認めたもので、親権者が当該年度有効な SLO メンバーズカード、メンバーズブック所持者とする。注、カデットオープン参加で満 10 歳未満の者が会員となる場合は親権者も会員となることが義務付けられる。

MAX 茂原ジェントルマン、MAXXIS KT チャレンジ クラスは SL、または JAF カートライセンスを必備とする。

※上記に出場するドライバーであまりにも技術レベルが未熟な者または関係者が公序良欲を乱す者に対しては参加を認めない場合がある。

※ピットクルーはドライバー1名につき2名以内とする。

追加する場合は追加ピット登録料、1名 1,000 円

第8条 参加申込受付期間

大会開催日 1 週間前を締切日とする。締切日以降のエントリーは遅延エントリー料金 3,000 円が参加料金と別に発生する。

第9条 参加料 (ピットクルー1名の登録料含む)

1) YAMAHA TRYカデット	12,000円
2) YAMAHAカデットオープン	12,000円
3) YAMAHA - SS	12,000円

4) YAMAHA - スーパーSS	12,000円
5) YAMAHA - SSジュニア	12,000円
6) YAMAHA - SSレジェンド	12,000円
7) MAX 茂原ジェントルマン	11,000円
8) MAXXIS - KT チャレンジ	11,000円
9) REED - JET	10,000円
10) GAZELLE - 60	10,000円

全クラス参加者（ドライバー）にはお弁当が付きます。

*ダブルエントリーについて、

*SLクラス出場の方はMAXXISクラスに参加できません。

それぞれ偉なる別途開催のクラスに参加する場合は別途参加料が必要となる。

*ダブルタイトルについて

一つのクラスの中で2つのクラス（例SSオープン、スーパーSS等）が開催される場合はそれぞれのクラスのポイントが与えられるが賞典ならびにシリーズ賞典は一つとなる。この場合は1参加料とする。

第10条 参加受理と参加拒否

- 1) 参加申込者に対して大会事務局より参加受理又は参加拒否が通知される。
- 2) 参加を拒否された申込者に対しては参加料が返還される。
- 3) 参加を受理された後、参加を取り消すものに対して参加料は返還されない。
- 4) 参加料は口頭又は電話、WEB、FAXにて送信した場合も発生する。

WEB予約について

- ①サーキットホームページ内にあるWEB予約申込から予約する。
- ②WEB予約終了後 所定の口座に参加費を振込む（手数料は負担ください）

振込先) ちば興業銀行

茂原支店 普通 5928622

有限会社茂原ツインサーキット

※振込名義人は予約番号+名前をお願いします。

例) 12563 モバラタロウ

- ③エントリー用紙は受付時に必要となります。ご記入の上 お持ちください。
- 5) 参加を受理されたのちに参加を取り消す場合、参加料は返還されない。

第3章 競技に関する規定

第11条 公式車両検査

- 1) 「JAF 国内カート競技規則」カート競技参加に関する規定第3章に基づき車両検査が行なわれる。この際に非合法的な部分がありながらも、技術委員に発見されなかったとしても承認を意味するものではなく、レース中にそれに関する疑惑が生じた場合は旗の指示を受ける場合がある。
- 2) ドライバーは公式車検に立ち会わなければならない。その際、服装に関しても「JAF 国内カート競技規則」カート競技会参加に関する規定、第3章11条において、技術委員の検査を受けなければならない。
- 3) 競技会に参加するドライバーは全員、計量が行なわれる。
- 4) 音量規制については「JAF 国内カート競技車両規則」第23条によるものとし78dB(A) +3dBを越えるものについてはタイムトライアルのタイムに下記の時間が加算される。

音量	加算タイム
81.5dB 以上 82dB 未満	0.25 秒
82dB 以上 82.5dB 未満	0.5 秒
82.5dB 以上 83dB 未満	1 秒
83dB 以上 83.5dB 未満	2 秒
83.5dB 以上 84dB 未満	4 秒

84dB を含み、84dB を越えるドライバーはレースから除外される。

- 5) 封印（マーキング）

封印（マーキング）が外れそうな（消えそう）状態になった場合は、事前に技術委員長に申し出ること。封印（マーキング）に関する故意の違反があった場合は、当該競技会を失格とする。なお、違反内容によっては当該年度シリーズの全得点を無効とする場合がある。

- a) 車検時においてエンジンの封印が実地される場合がある。封印後はエンジンの分解を行ってはならない。
- b) シリンダーヘッド・シリンダーナットに車検時の封印のための穴をそれぞれ1つ施さなければならない。
- c) 公式練習開始時間前までは技術委員長の承認のもとに封印の解除、及び再登録または再封印が認められる。

第12条 公式練習

「JAF 国内カート競技規則」カート競技運営に関する規定第6章第23条に基づく公式練習を行う。ピットアウトしスタートラインを通過する前にコース上で停止した場合も公式練習に参加したものと認められる。公式練習中のショートカットは禁止される。

第13条 タイムトライアル

タイムトライアルは1ラップ計測もしくは5分間計測のどちらかで行うものとする。

- 1) 全てのドライバーはタイムトライアルに参加しなくてはならない。
参加しない場合はタイムトライアル失格とし予選ヒート最後尾となる。なお複数台ある場合はゼッケン順とする。
- 2) 1周計測の場合はゼッケン順のスタートとし、5分間計測の場合はこの限りではない。
- 3) ベストタイムが同タイムの場合は先にタイムを出した者を優先する。
- 4) 参加台数が26台以上の場合は2グループに分けて行う。
予選を2グループに分ける場合は、Aグループをタイムトライアル奇数順位、Bグループを偶数順位とし、両グループより決勝出場者を選出する
- 5) タイムトライアル中にピットに入った場合は再スタートすることはできない。

第14条 レースの方法

- 1) ヒート1、ヒート2のグリッドはタイムトライアルの結果により決定する。
- 2) ファイナルヒートはヒート1、ヒート2の合計ポイントの少ない順によりスタートグリッドが確定する。
- 3) ヒート1、ヒート2のポイント集計（ファイナルヒートグリッド決定の為のポイント）

順位	1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位	8位	9位	10位	11位
ポイント	0	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11

※12位以下は順位と同じポイントとなる。

第15条 周回数

コース	ヒート1 周回数	ヒート2 周回数	ファイナルヒート
Aコース	15周	15周	20周
Bコース	15周	15周	18周
Cコース	15周	15周	20周
Dコース	12周	12周	18周

周回数は変更となる場合があります。

*MAXX1S - KT チャレンジクラスは公式プログラムにより発表される。

第16条 スタートの方法

- 1) 開催全クラス
ヒート1、ヒート2、ファイナルヒートともローリングスタートとする。
 - (1) フォーメーションラップ前のウォームアップ走行がある場合の周回数は、ブリーフィングの際に示される。
 - (2) フォーメーションラップ中のドライバーは、2列の隊列で低速走行しスタートラ

インへ向かいます。 スタートライン 25m手前に引かれたイエローラインを超えるまでは加速をしてはなりません。

- (3) ポール、およびセカンドはフォーメーションの隊列を整える義務があります。
- (4) 隊列がスタートラインに接近する段階で(フォーメーションラップがスタートしたら)赤信号が点灯されます。
- (5) 競技長は、フォーメーションが整いイエローラインを超えて、ポールポジションの選手が最初に加速を開始したと判断した場合、赤信号を消灯してスタートの合図を行います。 フォーメーションとイエローライン前での加速に問題がある場合、競技長はフォーメーションラップが更に 1 周行われることを合図するために、赤信号の灯火を続けます(消灯しません)。
この場合は各自、片腕を頭上高く上げスピードダウンし元のスタート時のポジションに戻らなければなりません。
- (6) フォーメーションラップ中のドライバーは、ポジション復帰禁止区間での追い越しおよび割り込みが禁止され、これに違反した者は当該ヒート失格となります。
- (7) フォーメーションラップ中、ウェービング走行は禁止され、前車との間隔を大きく開ける(概ね半車身を維持)ことは禁止されます。
- (8) フォーメーションラップ中に隊列のペースを乱す者があった場合は、白/黒旗が示されます。またペナルティが課される 場合があります。フロントローでそれが繰り返された場合は最後尾に繰り下げられる場合があります。
- (9) フォーメーションラップ中隊列から遅れた者が、隊列の前で待つ行為は禁止されます。
- (10) フォーメーションラップ中に隊列から大きく遅れ、競技長により指示(白地に赤バツテンのボード表示)された者、およびフォーメーションラップ中にピットインした者と周回遅れの者は、最後尾に着かなければなりません。
このとき複数台ある場合は先着順とします。
- (11) フォーメーションラップ中にコースをショートカットすることは禁止されます。
- (12) フォーメーションラップ中にポール、またはセカンドのカーツが停止または遅れてもフォーメーションは 続行されます。その際は先頭にいる者にフォーメーションのペースを保つ義務が生じます。
- (13) スタート時、先頭のカーツが 1 周するまでにスタートラインを超えられないカーツは、そのヒートに出走することができなません。
- (14) 先頭の隊列が最終コーナーに侵入した場合はピットからのスタートはできずリタイヤ扱いとなります。
スタートが切られないかった場合のみスタートすることができます。
- (15) ポジション復帰禁止区間での追い越し、割り込みは禁止され、これに違反した場合は当該ヒート失格となります。
- (16) スタート項目に違反した場合はペナルティ (当該ヒートの結果に 5~10 秒加算) が課せられる場合があります。

<フォーメーションラップ中およびスタート時のペナルティの例>

- a. スタート時のフライング。
- b. フォーメーションラップ中に隊列を乱した場合。その行為が繰り返された場合最後尾に繰り下げ。
- c. 正規のグリッドポジションからスタートしなかった場合。
- d. 空席のグリッドポジションを詰めてスタートした場合。

第17条 その他に関する一般事項

- 1) 信号（フラッグ含む）については「カート競技会運営に関する規定」第3章第13条に従うものとする。但しスタートの合図はオーガナイザーの旗もしくは信号を用いる場合がある。
- 2) 走路審判員が反則または走路妨害行為とみなしたものに対してはペナルティが科せられる。さらにその行為が2回以上に及ぶ場合は失格とする。
- 3) ドライバーはルールに則ったドライバーサインをすること。
 - ①ピットイン、ピットアウトのサインは片腕を頭上高く上げること。
 - ②コース上で停止した場合のサインは、両腕を頭上高く上げ大きく振ること。
 - ③スローダウンするドライバーは片腕を高く上げる。

第18条 レースの終了（第7章第28条 4）参照

レース着順1位の者がフィニッシュラインを通過後2分以内にカートが自力で同ラインを通過したものは、そのラップが加算される。完走者となる為にはチェッカーに関わらず規定周回数分の2分の1以上を完走しなければならない。

第4章 ピットに関する事項

第19条 ピットイン、ピットアウト

ピットアウト、ピットインする車両はイエローライン、ホワイトラインをはみ出したり、カットしてはならない。またピットインした車両はピットロードを徐行し、必ずピットストップしエンジンを停止しなければならない。これに違反した場合は当該ヒート失格となる。但しペナルティなどでドライブスルーなどの場合はこの限りではない。ピットアウトの車両もピットロードは指定された場所まで必ず徐行しなければならない。

第20条 ピットでの作業

ピットは指定された場所を使用しなければならない。またピット内での作業し得るものは、該当するクラスに出場しているドライバーと登録されたピットクルーのみとしピットクルーは指定されたピットゼッケンまたはクレデンシャルを着用しなければならない。ピット内、パドック内でのエンジンのウォーミングアップ（エンジン始動）は**所定の場所（ウォームアップエリア）以外**は禁止される。これに違反したドライバーはペナルティが科せられる。走行中のドライバーに対してピットサインを送る場合はピットクルー1名に限り、各自のピットエリアにおいてのみ表示する事ができる。またレース中の燃料補給は禁止される。

第21条 ピットクルー

「JAF 国内カート競技規則」「カート競技会参加に関する規定」第3章18条に基づきピットクルーの行為に関する最終的な責任はエントラントに帰属するが、レース中における場合ドライバーに直接統括の責任があるものとしピットクルーによる規則違反は当該ドライバーに対する黒旗の指示となることがある。

第22条 ピット

ピット内における火気の使用は一切禁止される。
ガソリンの保管は20ℓ以内の消防法に適合した金属製の携行缶でなければならない。

第23条 レース中のピットクルー

レース中、ピットクルーは自己のピットを離れてはならない。

第24条 車両保管

レース終了後の車両保管及び車両検査は次の通り行う。

- 1) 全車車両保管及び再車検を行う。保管が解除になったカートはエントラント、出場者及び関係者が速やかに引き取らなければならない。

- 2) 技術委員はスタートした全ての車両に関し、車検を行う権限を保有するものとする。技術委員は検査を行う際は、エントラントもしくはその代理人が責任を持って車両の分解組み立てを行わなければならない。ただし関係役員、エントラント及びドライバー以外は車検に立ち会うことはできない。
- 3) 技術役員が行う本条項の検査に応じない場合は失格とされる。
- 4) 車両保管は30分以上、所定の場所で行われる。
- 5) 大会競技中の違反は競技長によって勧告され、大会審査委員会によりペナルティが科せられる場合がある。
- 6) 大会審査委員会は、状況に応じて罰則を強化、軽減することができる。

第5章 ペナルティに関する事項

第25条 ペナルティ

ペナルティには次に上げる種類がある。

- ①警告
- ②ラップペナルティ
- ③降格ペナルティ
- ④失格

- 1) 警告は、その必要ありと認められた軽反則に対して発せられる。
- 2) タイムペナルティはタイムトライアル中のイエローフラッグ無視、**スタート時の違反**等に科せられる。
- 3) ラップペナルティは、失格にならない程度の違反に対しヒート毎に科せられる。
- 4) 降格ペナルティは失格にならない程度の違反に対してヒート毎に科せられる。
- 5) 失格は下記の違反の行為にも科せられる。
 - ①違法または不当に得たアドバンテージ。
 - ②故意に自己または他人の安全をかえりみることなく行う危険行為。
 - ③与えられたオフィシャルの指示を故意に無視した場合。
 - ④与えられたフラッグサインの無視。
- 6) 燃料の違反が発覚した場合は検査に伴う費用は本人が支払うものとしそれまでの全てのポイント、賞は剥奪され返却しなければならない。
- 7) 大会競技中の違反は競技長によって勧告され、大会審査委員長によりペナルティが科せられる場合がある。
- 8) 大会審査委員会は、状況に応じて罰則を強化、軽減することができる。

第6章 抗議に関する事項

第26条 抗議の方法と取り扱い

抗議の方法及び取り扱いについては、「JAF 国内カート競技規則」第13章に基づき書面をもって抗議料を添付の上、エントラントより競技長を経由して、大会審査委員会に提出するものとする。

第27条 抗議の提出制限時間

本大会に関する抗議は、「JAF 国内カート競技規則」第13章に準ずる。

- 1) 技術委員または車両検査委員の決定に対する抗議は、決定直後とする。
- 2) 競技中の過失または反則に対する抗議は、その競技終了30分以内とする。
- 3) 競技の成績に関する抗議は、その発表後30分以内とする。
- 4) 抗議は定められた費用を添えて抗議文と共に競技長に提出する。

抗議料 **21,200円** (全クラス)
- 5) 参考レースによる抗議は一切受け付けない。

第7章 成績及び賞典に関する事項

第28条 得点基準（賞典内容は別紙参照）

本カートレース出場のドライバーに対して与えられる得点は、次の得点基準を適用する。
レースの成立 各クラスとも3台以上あった場合にシリーズレースが成立する。
性能が近以したクラスは混走となる場合がある。この場合の部門は主催者が決定する。

1) 有効ポイント6戦のうち5戦を有効とする。

出走台数による賞典

出走台数	賞典
3台	1位
4台	2位まで
5台	3位まで
6～9台	4位まで
10～14台	5位まで
15～19台	7位まで
20台以上	10位まで

2) ヒート1、ヒート2のシリーズ加算ポイント

順位	1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位	8位	9位	10位	11位
ポイント	12	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1

※11位以下の選手にはエントリーポイントとして1ポイントとなる。

※不完走、0.5点 不出走 0点 失格 0点、但し、失格の内容により各ヒート0点のポイントとなる場合がある。

3) ファイナルヒートシリーズ加算ポイント（第4戦および第6戦のポイントは1.25倍となる。）

順位	1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位	8位	9位	10位	11位以下
1.2.3.5戦	20	15	12	10	8	6	5	4	3	2	1
4戦・6戦	25	18.75	15	12.5	10	7.5	6.25	5	3.75	2.5	1.25

1戦、2戦、3戦、5戦…11位以下の完走選手にはエントリーポイント1点となる。

4戦、6戦…11位以下の選手は1.25点となる。

※不完走、0.5点 不出走 0点 失格 0点、但し、失格の内容により各ヒート0点のポイントとなる場合がある。

4) 順位の決定

レース順位は次の順序により周回数の多い順に決定されます。

- (1) 完走者(チェッカーを受けたドライバーで車検を通過したドライバー)
- (2) 完走者(チェッカーを受けていないドライバーで車検を通過したドライバー)
- (3) 不完走者(完走扱いにはならないが、車検を通過したドライバー)
- (4) 不出走者(順位はつかず、リザルトには掲載される。出走する意思はあったが結果、出走できなかった選手)
- (5) 失格者(順位はつかず、リザルトには掲載される。)
- (6) 再車検時において車両違反(エンジン、燃料違反)が発覚した場合は当該レースの獲得ポイントが抹消される
- (7) 11位以下の完走した選手に1点のエントリーポイントが与えられる。
(出場選手とは公式練習に参加した選手を指します。)
- (8) ポイントの減額、参加台数が下回った場合はポイントが減額される(主催者発表)
- (9) シリーズポイントは各戦の決勝ヒートのポイントが適用される。
- (10) シリーズの成立…6戦のクラスは4戦が成立しなかった場合は無効となる。
- (11) 年間シリーズに4戦(4大会)に参加しなかった場合シリーズのポイントは無効となる。

★茂原年間シリーズ賞

YAMAHA カデットオープン、YAMAHA-SS/SS ジュニア SS レジェンド

MAX 茂原ジェントルマン MAXXIS - KT チャレンジ (E-60 は除く)

- ① 年間参加台数 40 台以上・・・シリーズ優勝 1年間無料走行
シリーズ第2位 半年間無料走行
シリーズ第3位 3ヶ月間無料走行
- ② 年間参加台数 29 台～39 台・・・シリーズ優勝 半年間無料走行
シリーズ第2位 3ヶ月間無料走行
シリーズ第3位 2ヶ月間無料走行
- ③ 年間参加台数台 28 以下・・・年間シリーズ章典なし

注、1年間は1月1日から1年間、6ヶ月、3ヶ月間は希望する日からとし翌年に繰り越しはできない。(走行には登録料として別途1日660円がかかります。)

◎シリーズ特別賞 SL 該当クラス

ヤマハ KT100SEC ベースエンジン 1 基が贈呈される。

但し参加台数が年間合計 40 台を下まわった場合は贈呈されない。

SL 全国大会に招待される選手は第 4 戦 (8 月 10 日) までのランキング 1 位の選手となる

★ 該当するクラスに参加するランキング 1 位の選手には特別報奨金 50,000 円が支払われる

※第 4 戦 (8 月 10 日) までの参加総台数が 25 台以下の場合は減額して特別報奨金 20,000 円を支給する。

★茂原ステップアップサポートについて (SL 対象クラス)

上記①の 1 位選手には茂原特別サポート賞として以下の①、②の権利を有する事となる。

①他コースに参戦する場合の以下のいずれかの参加費を一部サポートする (毎戦 5,000 円)

対象レース：JAF カート選手権 (ジュニア、地方、全日本)、各コースシリーズのメインレース 1 レースを選択する。

②ウィナーズマネー

上記①で申告したレースに参戦し優勝した場合、ウィナーズマネーを支払う

※決勝レース出走台数により決定する。

30 台以上…20,000 円 20～29 台…10,000 円 10 台～19 台…5,000 円

※上記の権利を得るためには、別途 サーキットと契約を交わしてからのサポートとなります。契約は翌年 1 年間とします。

レースプログラム、リザルトにはチーム名の後に (茂原 TC) を必ず記載する事が条件。

レース終了後はレースレポート、リザルトを 1 週間以内に提出する事も条件とする。

第 8 章 その他の一般事項

第 29 条 損害の補償及びレンタル品

- 1) 参加者は参加車両及びその付属品ならびにコースの施設、機材、器具に対する損害の補償責任を負うものとする。
- 2) エントラント、ドライバー、ピットクルーはコース所有者及びオーガナイザー、大会役員が一切の賠償責任を免除されていることを了解しなければならない。

第 30 条 オーガナイザーの権限

オーガナイザーは下記の権限を所有するものとする。

- 1) 参加申込の受付に際して、その理由を示すことなくエントラント、ドライバー、ピットクルーを選択あるいは拒否することができる。
- 2) 大会冠スポンサーの広告を参加車両に貼り付けさせる事ができる。
- 3) やむを得ざる理由により、公式プログラムの印刷に間に合わなかったドライバーの登録、変更について許可することができる。
- 4) 全てのエントラント、ドライバー、ピットクルー及びその参加車両の音声、写真、映

を報道、放送、出版に使用する権限を有し、この権限を第3者が使用することを許可できる。

第31条 中止、延期、変更

「JAF 国内カート競技規則」カート競技会組織に関する規定第1章第6条に基づき、オーガナイザーは大会審査委員会の承認を得て、大会の一部あるいは全部を延期、中止または取り止めることができる。大会の全部を中止あるいは24時間以上延期する場合は、参加料は全額返還される。ただし保険料は返還されない。

なお、エントラント及びドライバーは、これによって生ずる損失についてオーガナイザーに抗議をする権限を保有しない。さらにオーガナイザーは大会審査委員会の承認を得て大会の内容を変更する権限も合わせて保有するものとする。

これに対する抗議は認められない。

第32条 公式通知

本規則に記載されていない競技運営上の細則や参加者に対する指示等で本規則発表後に生じた必要事項は公式通知によって公示される。

- 1) 大会事務局に掲示される
- 2) パドックの掲示板に掲示される
- 3) ドライバーズミーティングで指示される。
- 4) 緊急の場合は場内放送で通告される。

第9章 エンジン及びカートに関する事項

第33条 シャシー、エンジン及びタイヤの登録

競技に使用するシャシー、エンジン、タイヤは車両申告書に登録済みの物のみとし下記の個数が認められる。

シャシー 1基

エンジン 1基 (但し登録エンジンに問題が生じた場合は技術委員長確認のもと変更することが出来る。但し該当クラスの走行20分前までとする。)

★交換後のグリッドポジションは最後尾スタートとなる。また複数台の場合は申告順となる。

タイヤ：ドライ/1セット レイン/1セット

第34条 最低重量

YAMAHA - SS	1 5 0 K g	TRY/カデットオープン	1 1 0 K g
YAMAHA - SS レジェンド	1 5 3 K g	MAX 茂原ジェントルマン	1 6 0 K g
YAMAHA - SS ジュニア	1 3 5 K g	REED - JET	1 5 0 K g
YAMAHA - スーパーSS	1 5 0 K g	GAZELLE - 60	1 2 0 K g
MAXXIS - KT チャレンジ	1 5 0 k g (満 60 歳以上及び女性)		
MAXXIS - KT チャレンジ	1 5 5 k g (満 20 歳以上満 59 歳以下)		

第35条 ゼッケンナンバー

「JAF 国内カート競技車両規則」第9条1、及び第28条に従って、前後及び側方から明瞭に識別できるよう、競技ナンバーを取り付けなければならない。

側方のナンバーは最小高15cmとする。なお、前方にはフロントパネルを装着しなければならない。

ナンバープレートの色は次の通りとする。

部 門	ベースの色	文字の色
ヤマハ SS/スーパーSS	黄	黒
SS レジェンド	黄	黒
ヤマハカデットオープン	黄	黒
ヤマハ TRY カデット	黄	黒
ヤマハ SS ジュニア	黄	黒
MAX 茂原ジェントルマン	黄	黒
REED-JET	白	黒

MAXXIS - KT チャレンジ	白	黒
GAZELLE 60	白	黒

1～3のゼッケン番号は前年度のシリーズ順位の選手とする。

ただし希望ゼッケンの使用も可能とします。

※ゼッケンは主催者に確認の後、各自でその部門の色に合わせて用意する事とする。

参考書体 1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8. 9. 0

※前後プレートは21～22cm角 サイドボックスは15cm角とする。

字体は幅2cmの字画で最小高15cmとする

第36条 吸気消音器

SLクラスはヤマハ純正製吸気消音器を取り付けなければならない。

尚この吸気消音器の改造は許されない。

第37条 ボディワーク

「JAF 国内競技車両規則」第2章第9条に従ったサイドボックス、フロントフェアリング、フロントパネルを必備とする。なおサイドボックスはシャシーに最少2ヶ所で強固に固定されていなければならない。

第38条 燃料

1) 「JAF 国内競技車両規則」第2章第25条に則った通常のガソリンスタンドのポンプから販売されている無鉛ガソリンを使用しなくてはならない。

ガソリン及びオイルについては予告なく抜き打ち検査を行う場合がある。

この場合エントラント、参加者は必ずその指示に従わなければならない。

2) エンジンオイル

CIK 公認オイルまたは SLO 認定オイルを使用すること(MAX 茂原ジェントルマン、MAXXIS KT チャレンジ クラスは除く)

3) 燃料の交換

燃料に疑義が生じた場合は、主催者が用意した燃料(有償、無償問わず)に交換しなければならず、該当者はこれを拒むことはできない。また、本件に関する抗議は認められない。

第10章 クラス別競技車両

第39条 YAMAHA-SS/スーパーSS ジュニア/SS レジェンド

1) エンジン

エンジンは国内仕様のヤマハ KT-100SEC とし改造は一切禁止され一般市販状態でなければならない。(2025年 SL 規定に準ずる) 使用するエンジンは車検時に封印される

2) キャブレター

WB3A、WB21、WB33 でなければならない

またヤマハ純正、26.0Φmmのジョイントキャブレターを装着しなければならない。(品番指定 787-13586-00) S S ジュニアは 19.8Φmmのテーパージョイント装着とする。

品番指定 7YA-13586-00(公差±0mm)

3) 点火系統

いかなる改造も禁止され、かつまた市販状態でなければならない。ただしプラグキャップの交換は KT100J、SSP、YZ80、85、125 メーカー純正品の使用が認められる。

①スパークプラグ、電極は1つで、発火部形状はプロジェクトタイプ(突き出し)タイプ かスラントタイプ(斜方)タイプの市販されているものとする。サイズはネジ部がΦ14mm×長さ19mm以下のものに限定される。ガスケットの削除、追加も認められない。

4) クラッチの改造は認められない。(2025年 SL 規定に準ずる)

5) 排気系統、エキゾーストパイプ、マフラー、サイレンサーは、ヤマハ純正品とし改造は一切禁止され市販状態でなければならない。ただしエキゾーストガスケット、ジャバラは純正部品以外の使用が認められるがジャバラ、または鉄管などで中に整流版や口径や内径を絞るようなものは禁止される。

6) シャシー 「JAF 国内カート競技車両規則」第2章に合致するもので、下記の細目を満

たしていなくてはならない。

- ①シャシー**SL** 規定、自由、フロントブレーキ禁止
リアアクスル **50Φmm** 以下
- ②**JAF** 規定フロントブレーキ禁止
- ③フロントフェアリング、サイドボックス、フロントパネルを必備とする。
- ④一般市販品の範囲で変更自由。メーカー純正品または **CIK** 公認一般市販のリアプロテクション必備。
- ⑤吸気消音器は **CIK** / **FIA** 公認またはヤマハ純正品とし切削・加工・改造は禁止
1つの吸入径は **23Φmm** 以下とする。
- ⑥ホイールハブ 改造、変更とも自由
- ⑦ホイール 一般市販品でモデル、材質の変更は自由、
タイヤを付けた最大幅
フロント **135mm** リア **215mm** であることとする。
- ⑧タイヤ

SS / スーパーSS	ドライ	ダンロップ	SL - 2 2
	レイン	ダンロップ	SL - W 2
SSレジェンド	ドライ	ダンロップ	SL - FD
	レイン	ダンロップ	SL - W 2
SSジュニア	ドライ	ダンロップ	SL - FD
	レイン	ダンロップ	SL - W 2

- ⑨最低重量（ドライバー乗車時）

YAMAHA - SSジュニア	1 3 5 k g
YAMAHA - SS	1 5 0 k g
スーパーSS	1 5 0 k g
SSレジェンド	1 5 0 k g

第 4 0 条 YAMAHA TRY / カデットオープン（小学 2 年生以上～）

- 1) エンジン
エンジンは国内仕様のヤマハ **KT-100SEC** とし改造は一切禁止され一般市販状態でなければならぬ。（**2025** 年 **SL** 規定に準ずる）使用するエンジンは車検時に封印される。
- 2) シャシー
 - ①シャシー **SLO** 規定（**SLO** 登録フレーム内であればいずれのメーカーでも使用可能）
SLO 登録車、ホイールベース **900mm~950mm** チューブ径 **28Φmm** 以下
*カデット、リアアクスル **30Φmm** 以下でフレームメーカー純正品全長 **960mm** 以下
***TRY**、リアアクスル、モデルにより **25Φmm** 以下、または **30Φmm** 以下（品番指定）
 - ②改造、変更。
寸法、形状、材質の変更禁止。スタビライザー等の補助装置の追加も禁止される。
（**TIA** 用フロントスタビライザーオプション品は可）
メインシートステー、シートサブステーの溶接、追加、位置変更は認められる。
 - ③フロントフェアリング、サイドボックスを必備とする。
ボディワークは **JAF** 国内カート車両規則 9 条「ボディワーク」に準ずる。
 - ④フロントブレーキ禁止
 - ⑤ホイールハブ：一般市販品で変更とも自由、改造禁止
 - ⑥メーカー純正リアプロテクションまたは一般市販のリアプロテクションを必備とする。
 - ⑦ホイール ドライ用 リム幅フロント：**130mm** リア用：**180mm**
レイン用 リム幅フロント：**130mm** リア用：**180mm**
 - ⑧タイヤ ドライ ダンロップ **SL-J**
レイン ダンロップ **SL-W2**
- 2) キャブレター：キャブレターは **WB3A**、**WB21**、**WB33**、改造、部品変更禁止。
14.5Φmm テーパージョイント装着（品番指定 **7YU13586-09**）
- 3) 点火系統は、いかなる改造も禁止され、かつまた市販状態でなければならない。
ただしプラグキャップの交換は可とする。（ヤマハ純正とする）
- ①スパークプラグ、電極は 1 つで、発火部形状はプロジェクトタイプ（突き出し）タイプか
スタントタイプ（斜方）タイプの市販されているものとする。サイズはネジ部が **Φ14mm**

- ×長さ 19mm のものに限定される。ガasketの削除、追加は認められない。
- 4) クラッチ：フリーライン純正品とし旧型、新型とも使用可能、改造禁止とする。
 - 5) 排気系統：エキゾーストパイプ、マフラー、サイレンサーはヤマハ純正品とし改造は一切禁止され市販状態でなければならない。但しエキゾーストガasket、ジャバラは純正品以外の使用が認められるがジャバラ、または鉄管などで中に整流版や口径を絞るようなものは禁止される。
 - 6) 最低重量 110kg (ドライバー乗車時)

第41条 MAX 茂原ジェントルマン

- 1) エンジン
 - ロタックス社製 FR125MAX としメーカー出荷状態、無改造とし一切の変更を禁止する。
 - ① 総排気量 124.8cc
 - ② リストリクター装着とする。排気に 22Φmmの純正リストリクターを使用すること。
 - ③ 点火系統は如何なる改造も禁止される。
 - ④ クラッチはメーカー純正品に限る。加工、改造は禁止される。
 - ⑤ スキッシュの測定方法はRMCテクニカルレギュレーションの方法に沿って行われる。
 - ⑥ ラジエター液は添加剤を含まない水のみを使用とする。
- 2) キャブレター：キャブレターは純正品とし一切の加工、改造は禁止される。
- 3) 排気系統：純正品無改造。公認書記載寸法通り。
- 4) マフラー：純正品無改造とする。
- 5) 吸気消音器 純正品のみ使用可能。加工改造禁止。レイン走行時のみ雨カバー装着可能。
- 6) シャシー 自由
 - 外装品とタイヤ位置規定については前後輪ともカウル等の外装品もしくはリアプロテクションの外端から1mm以上外に出ていること。
- 7) 競技ナンバー：
 - ① カートは、前方、後方及び側方から明瞭に識別できるよう、競技 ナンバーを取り付けなければならない。
 - ② 競技ナンバーは、車検を受ける前にオーガナイザーが指定したナンバーを取り付けなければならない
- 8) タイヤ
 - ドライ UNILLI フロント4.5-10.5 リア6.0-11.5
 - レイン MOJO W2、W3、W5、BS、DL、YOKOHAMA
 - 練習走行より登録タイヤを使用すること。
- 9) 最低重量は160kg (ドライバー乗車時) 以上とする。
- 10) ギア規制 フロント12丁 リア85丁とする。

第42条 REED-JET

- 1) IAME 社製 REED-JET としメーカー出荷状態、無改造とし一切の変更を禁止する。
 - ① 総排気量 98.53cc
 - ② 点火系統は如何なる改造も禁止される。
 - ③ クラッチはメーカー純正品に限る。加工、改造は禁止される。
- 2) キャブレター：キャブレターは純正品とし一切の加工、改造は禁止される。
- 3) 排気系統：純正品無改造。公認書記載寸法通り。
- 4) マフラー：純正品無改造とする。
- 5) 吸気消音器 純正品のみ使用可能。加工改造禁止。レイン走行時のみ雨カバー装着可能。
- 6) シャシー TIAのワンメイクとする。
 - メーカー出荷状態とし各パーツの変更は禁止される。
- 7) 競技ナンバー：
 - ① カートは、前方、後方及び側方から明瞭に識別できるよう、競技 ナンバーを取り付けなければならない。
 - ② 競技ナンバーは、車検を受ける前にオーガナイザーが指定したナンバーを取り付けなければならない

- 8) タイヤ
ダンロップ オールウェザー SL98とする。
- 9) 最低重量は150Kg (ドライバー乗車時) 以上とする。

第43条 GAZELLE 60

- 1) IAME 社製 GAZELLE としメーカー出荷状態、無改造とし一切の変更を禁止する。
 - ① 総排気量 60cc
 - ② 点火系統は如何なる改造も禁止される。
 - ③ クラッチはメーカー純正品に限る。加工、改造は禁止される。
- 2) キャブレター: キャブレターは純正品とし一切の加工、改造は禁止される。
- 3) 排気系統: 純正品無改造。公認書記載寸法通り。
- 4) マフラー: 純正品無改造とする。
- 5) 吸気消音器 純正品のみ使用可能。加工改造禁止。レイン走行時のみ雨カバー装着可能。
- 6) シャシー TIAのワンメイクとする。
メーカー出荷状態とし各パーツの変更は禁止される。
- 7) 競技ナンバー:
 - ① カートは、前方、後方及び側方から明瞭に識別できるよう、競技 ナンバーを取り付けなければならない。
 - ② 競技ナンバーは、車検を受ける前にオーガナイザーが指定したナンバーを取り付けなければならない
- 8) タイヤ
ダンロップ オールウェザー SL98とする。
- 9) 最低重量は150Kg (ドライバー乗車時) 以上とする。

第44条 MAXXIS - KT チャレンジ

- 1) エンジン
エンジンは国内仕様のヤマハ KT-100SD/SC/SEC とし改造は一切禁止され一般市販状態でなければならない。使用するエンジンは車検時に封印される
- 2) キャブレター
WB3A、WB21、WB33 でなければならない改造、部品変更は一切禁止される。
またヤマハ純正、19.8Φmmのジョイントキャブレターを装着しなければならない。(品番指定 787-13586-00)
- 3) 点火系統
いかなる改造も禁止され、かつまた市販状態でなければならない。ただしプラグキャップの交換はKT100J、S、SP、YZ80、85、125 メーカー純正のものの使用が認められる。
 - ① スパークプラグ、電極は1つで、発火部形状はプロジェクトタイプ(突き出し)タイプかスラントタイプ(斜方)タイプの市販されているものとする。サイズはネジ部がΦ14mm×長さ19mm以下のものに限定される。ガスケットの削除、追加も認められない。
- 4) クラッチの改造は認められない。(2025年SL規定に準ずる)
- 5) 排気系統、エキゾーストパイプ、マフラー、サイレンサーは、ヤマハ純正品とし改造は一切禁止され市販状態でなければならない。ただしエキゾーストガスケット、ジャバラは純正部品以外の使用が認められるがジャバラ、または鉄管などで中に整流版や口径や内径を絞るようなものは禁止される。
- 6) シャシー 「JAF 国内カート競技車両規則」第2章に合致するもので、下記の細目を満たしてはならない。
 - ① シャシーSL規定、自由、フロントブレーキ禁止
リアアクスル 50Φmm以下
 - ② フロントフェアリング、サイドボックス、フロントパネルを必備とする。
 - ③ リアプロテクション必備。
 - ④ 吸気消音器はCIK/FIA公認またはヤマハ純正品とし切削・加工・改造は禁止
1つの吸入径は23Φmm以下とする。
 - ⑤ ホイールハブ 改造、変更とも自由
 - ⑥ ホイール 一般市販品でモデル、材質の変更は自由、

タイヤを付けた最大幅 フロント 135mm リア 215mm であることとする。

⑥ タイヤ ドライ MAXXIS スポーツ レイン SL タイヤ (銘柄自由)

7) ハンディキャップ制の導入

優勝者は主催者から配布される排気リストラクターを装着することとします。

次戦以降において優勝しなかった場合は、排気リストラクターを外す事が可能です。

最終戦はハンディキャップ設定はありません。

第45条 ドライバーの服装

ドライバーの服装は、競技会を安全に行うため装備の一部とみなされ車検時に技術委員の承認を得なければならない。

- ① ヘルメット：フルフェイスでなければならず、JIS-C 規格以上の規格に適合したものの使用が推奨される。(CIK/FIA 公認のジュニア用ヘルメットを推奨する)
- ② レーシングスーツ：皮製もしくは JAF/CIK 公認のレーシングカートスーツの着用が義務付けられる。
- ③ グローブ：手首まで完全に覆うもので、皮製もしくは合皮とする。
- ④ シューズ：足首まで完全に包むものでペダル操作に支障をきたさないものとする。(レーシングシューズが望ましい、また足首は露出しない様覆うこと)
- ⑤ 安全のためジュニアクラス参加のドライバーはリブプロテクターベスト、ネックガードの着用を義務付ける。(中学生以下まで)
- ⑥ ヘルメット装着時のアシストフードの着用を強く推奨する。

第11章 広告に関する事項

第46条 広告

ナンバープレートに広告を表示することは認められない。その他の広告についてオーガナイザーは下記のものに関し抹消する権限を有し、かつドライバーは拒否することはできない。

- 1) 公序、良欲に反するもの。
- 2) 政治、宗教に関連したもの。
- 3) 本大会に関係するスポンサーと競合するもの

第12章 一搬事項

車載カメラについて

本大会において、競技車両にカメラを搭載する場合は、公式車検時に提出する車両申告書のチェック欄にチェックを入れ申請し、公式車検において取付状態の確認を受けること。ただし、下記の1)～5)の内容を誓約・承諾できる者のみがカメラの搭載を許可される。

- 1) ドライバーのヘルメットなどの装備品にウェアラブルカメラを取り付けないこと。
- 2) 下記取り付け方法に従い、競技車両に確実にカメラを取り付け、公式車検において技術委員から取り付け状態の確認を受けること技術委員から取り付け方の修正を支持された場合はその指示に従うこと。万一、修正指示に従えない場合は、競技車両からカメラを取り外すこと。
- 3) 撮影した映像・音声を下記の内を内容で使用しないこと
 - 1) 個人の私的利用の範囲を超え、営利目的の使用
 - 2) 広告宣伝活動等
 - 3) レース競技判定等
 - 4) 他の競技者や技術委員、レース関係者を批判する言動や行為
*動画共有サイト (YouTube 等) や SNS (Facebook 等) へ掲載する際は、上記1)～4)に該当しない内容であることを確認し、第三者のプライバシーに配慮いただき、問題が生じた際は当事者間で解決すること。
- 4) 車両回収及び車両撤去時において、万一、車載カメラが破損または紛失した場合であっても、当事者や主催者は一切の損害賠償責任を負いません。
- 5) 上記1)～4)の内容に違反した場合は、ペナルティ等に従うこと。また、順位確定後であってもペナルティを課す場合があります。

第12章 保険

1. 保険加入の義務

カートレースに参加する選手は必ず有効な傷害保険に加入していなければならない。

保険金の支払い方法

オーガナイザーの付保する保険とは別に SLO 安全協力会加入の保証が A1、C1 区分 死亡 2,000 万円、後遺障害 3,000 万円 入院 4,000 円/日 通院 1,500 円/日 B 区分 死亡 600 万円 後遺障害 900 万円 入院 1,800 円/日 通院 1,000 円/日のカート競技に有効な保険に加入していなければならない。大会事務局が付保する傷害保険の内容及び保険金支払方法保険金額は、被保険者 1 名について以下の通りとする。

保険金額は被保険者 1 名について次の通りとする。

(1)ドライバー保険金額 普通条件 1,000 万円

(2)ピットクルー保険金額 普通条件 500 万円

A 死亡保険 事故の日から 180 日以内に死亡した場合保険金額全額(普通条件)支払われる。

B 後遺障害保険金額 事故の日から 180 日以内に身体の一部を失ったり、その機能を無くした場合は、その程度に応じて保険金額(普通条件)の下記割合で支払われる。

- | | |
|------------------------------|--------|
| (1)終身自由を行うことができない場合 | 100% |
| (2)両方の眼が見えなくなった場合 | 100% |
| (3)腕または足(関節より上部)をなくした場合 | 60% |
| (4)両方の耳が聞こえなくなった場合 | 80% |
| (5)ソシャクまたは言語の機能をなくした場合 | 100% |
| (6)片方の眼が見えなくなった場合 | 60% |
| (7)鼻を無くした場合 | 15~30% |
| (8)片方の手の親指(指関節より上部)を無くした場合 | 20% |
| (9)片方の耳が聞こえなくなった場合 | 30% |
| (10)片方の耳を無くした場合 | 3~15% |
| (11)片方の手の人さし指を無くした場合 | 8% |
| (12)足の親指を無くした場合 | 10% |
| (13)親指・人さし指以外の手の指を 1 本無くした場合 | 10% |
| (14)親指以外の足の指を 1 本無くした場合 | 5% |

前記の各号に該当しない不具発疾については保険加入者の職業、年齢、身分、性別等に関係なく、身体の完全に破損程度に応じて、かつ前記各号の区別に準じて 50%以内で保険金が支払われる。

C 入院保険金・通院保険金

障害の結果として平常の業務に支障をきたし、しかも医師の治療を要する時に支払われる保険金で平常の業務に従事することが出来るようになるまで 1 日について、入院の場合は 5,000 円、通院の場合は 2,500 円が支払われる。

D 手術保険金 入院保険金が支払われる場合で、事故の日から 180 日以内にケガの治療を目的に手術を受けられるとき〔入院保険金日額〕×〔手術の種類に応じてそれぞれ定められた倍率(10 倍・20 倍・40 倍)〕

E 付添看護保険金

入院保険金が支払われる場合で、所定の状態になり、医師が付添を必要と認めた期間に職業付添者(入院先の病院・診療所と雇用関係にある者を除きます)を雇い入れたとき〔入院保険金日額〕×50%×〔付添者の雇用日数(ただし事故日から 180 日以内の雇入日数が限度)〕

F その他の規定

- (1)入院保険金の支払いは 180 日を限度とする。
- (2)通院保険金の支払いは 90 日を限度とする。
- (3)事故による傷害については後遺障害保険金と重ねて支払われる場合はその合算額が支払われる。
- (4)健康保険、労災保険その他の給付には関係なく、保険金は支払われる。

G 保険金請求についての必要書類

- | | |
|--------------------------|----------|
| (1)傷害事故の程度を証明する所定の医師の診断書 | |
| (2)全治した時の医師の治癒証明書 | 傷害時事故の場合 |
| (3)死亡診断書および戸籍謄本 | 死亡事故の場合 |
| (4)競技長の事故確認書 | 傷害、死亡とも |

別表(第 7 章 賞 典)

台数	優勝	第 2 位	第 3 位	第 4 位	第 5 位	第 6 位	第 7 位
----	----	-------	-------	-------	-------	-------	-------

20～	楯 走行券 3枚	楯 走行券 2枚	楯 走行券 1枚	楯 走行券 1枚	楯 割引券 2,000円引券	楯 割引券 2,000円引券	楯 割引券 2,000円引券
-----	----------------	----------------	----------------	----------------	----------------------	----------------------	----------------------

第8位	第9位	第10位
楯 割引券 2,000円引券	楯 割引券 1,000円引券	楯 割引券 1,000円引券

台数	優勝	第2位	第3位	第4位	第5位	第6位	第7位
15～19	楯 走行券 3枚	楯 走行券 2枚	楯 走行券 1枚	楯 割引券 2,000円引券	楯 割引券 2,000円引券	楯 割引券 1,000円引券	楯 割引券 1,000円引券
10～14	楯 走行券 3枚	楯 走行券 2枚	楯 走行券 1枚	楯 割引券 2,000円引券	楯 割引券 1,000円引券		
6～9	楯 走行券 2枚	楯 走行券 1枚	楯 割引券 2,000円引券	楯 割引券 1,000円引券			
5	楯 走行券 1枚	楯 割引券 2,000円引券	楯 割引券 1,000円引券				
4	楯 割引券 3,000引券	楯 割引券 1,000円					
3	楯 割引券 2,000引券						

ポールポジション賞 全クラス

タイムトライアルの結果による最上位者、但し参加車両が10台未満の場合は支給されない。

MAXXIS KT チャレンジ (E-60)クラスは表彰のみとし上記賞典はございません。

2025年シリーズ賞

- ① 対象クラス SS オープン、SS レジェンド、SS ジュニア、
 TRY カデット/カデットオープン
 MAX ジェントルマン MAXXIS - KT チャレンジ (E-60 除く)

SL クラス	シリーズ1位	シリーズ2位	シリーズ3位
40 台以上	KT100エンジン1基	—	—
	エントリーフィーの免除 (登録料は1,000円、 ピットクルーは別途1,000円)	—	—
	西コース1年間無料走行 (登録料は別途660円)	西コース半年間無料走行 (登録料は別途660円)	西コース3ヶ月間無料走行 (登録料は別途660円)
29～39 台	西コース半年間無料走行 (登録料は別途660円) ※エンジン授与はなし	西コース3ヶ月無料走行 (登録料は別途660円)	西コース2ヶ月間無料走行 (登録料は別途660円)
28 台以下	シリーズ賞なし		

-----茂原シリーズ表彰パーティーご招待-----

毎年恒例の茂原年間シリーズ表彰パーティーに無料でご招待となります。
 各クラス上位5名が対象です。

※MAXXIS KT チャレンジクラス (E-60) も上位5名が対象となります。

-----茂原ステップアップサポート-----

シリーズ1位のドライバーが対象

特別規則書 第7章 第28条

★茂原ステップアップサポートについて参照ください。